



認知症編

親と子供の未来を守る

家族信託物語

認知症と『お金』の話



家族の信頼関係、感謝の気持ち

先にマンガから読んでねえ～!!



### タヌキ川家康

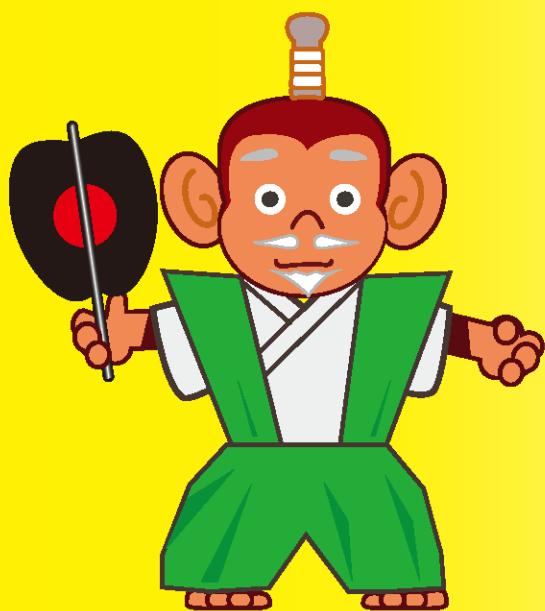
タヌキ界の天才策略家。天下泰平を実現し15代に渡る長期政権を確立し、絢爛豪華な江戸の文化と財産を後の世代にまで承継した。財産をイタチ政宗に家族信託していたので、認知症なんて怖くない♪

### 仲良し4人のご紹介



### コン田信長

キツネ界の風雲児、乱世を平定して財宝を手中に収めたが、本能寺滯在中に若くして突然の他界。遺言書を書く間がなかったのが残念！



### サル富秀吉

サル山の草履取りから天下統一まで、自力でのし上がった実力者。優秀な軍師官兵衛さんに、後見人を頼んでいたから、認知症を心配しないで大阪城で大活躍。



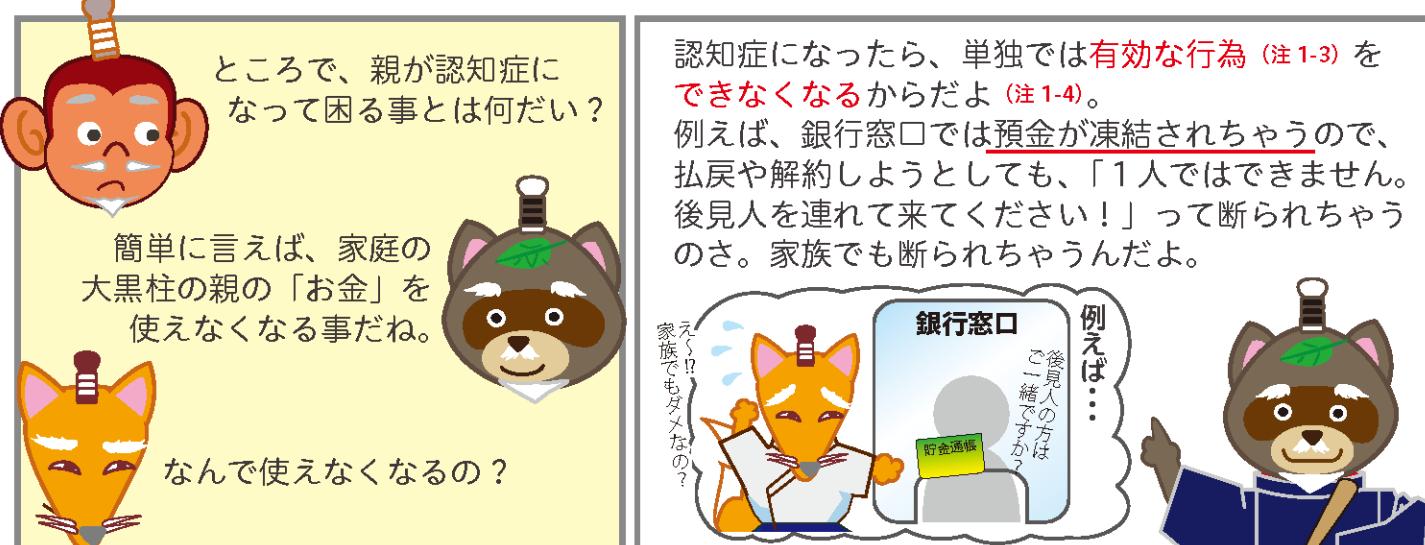
### イタチ政宗

イタチ界で一番の伊達男。遅刻をしてもオシャレだけは忘れない。東北のイタチ勢力を制圧して、天下取りを目指した。あだ名は独眼竜。タヌキ政権の要として大活躍。

親が認知症になると、親名義の預貯金は、「凍結」されて引き出せなくなります。

そうすると、親の介護費用は子供が負担する事になります。

親の認知症の問題は、子供の未来の問題なのです。



#### 注1-1. 認知症

認知症とは、元は正常な認知機能だった者が、後天的な脳の障害によって、記憶、思考、見当識、理解、計算、學習、言語、判断等において、日常生活や社会生活に支障をきたすようになった状態。

#### 注1-2. 隠居制度

隠居とは、戸主がそれまでの立場を子供等に譲って、自らは悠々自適の生活を送る事。

#### 注1-3. 有効な行為

認知症で「意思能力（個々の法律行為で自分の行為の利害得失の判断をする知的能力）」がない状況で法律行為をすると「無効」になります。「事理弁識能力（判断能力）」を欠如・著しく不充分な常況（将来的にも継続する状態）で法律行為をすると、その時には意思能力があったとしても「取消事由」になります。

#### 注1-4. 自分ではできなくなる行為 その1 財産管理

財産管理とは、売買契約や契約解除、税金や医療費、施設費の支払いを本人に代って行う行為

- 例えば、
  1. 金融機関との取引・交渉
  2. 住宅の維持・管理・処分
  3. 生活費の現金・預貯金の管理
  4. 必要な衣料や生活用品の購入

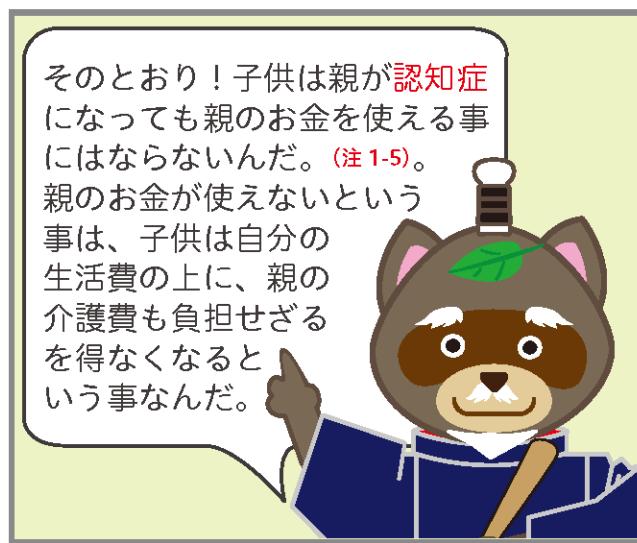
#### 自分でできなくなる行為 その2 身上監護

身上監護とは、治療・入院等についての病院との契約や、居住・施設等の入退所に関する手続や介護サービスの契約等の高齢者の身体を守るためにの行為

- 例えば、
  1. 医療や介護に関する契約
  2. 教育やリハビリに関する契約
  3. 住居や施設に関する契約



## 【認知症編】



### 注1-5.

認知症に罹患しただけでは相続は発生しないので、親名義のお金は子供名義に移転しません。従って、子供でも親名義のお金を勝手に使う事はできません。



### 注1-6. 贈与税（令和2年4月1日現在法令等）

「贈与税額」=(贈与財産価額-基礎控除額110万円) × 税率-控除額

#### 1. 一般贈与財産（特別贈与財産以外）

	200 万円以下	300 万円以下	400 万円以下	600 万円以下	1000 万円以下	1500 万円以下	3000 万円以下	3000 万円超
税率%	10	15	20	30	40	45	50	55
控除額円	0	10万	25万	65万	125万	175万	250万	400万

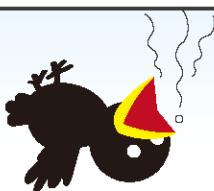
#### 2. 特別贈与財産（直系尊属から20歳以上の直系卑属へ）

	200 万円以下	400 万円以下	600 万円以下	1000 万円以下	1500 万円以下	3000 万円以下	4500 万円以下	4500 万円超
税率%	10	15	20	30	40	45	50	55
控除額円	0	10万	30万	90万	190万	265万	415万	640万

## 認知症編

理由はいろいろあると思うよ。たとえば、

1. まだ元気だから後回しでも大丈夫と思っている。
2. 今まで沢山の苦労を自力で乗り越えてきた自信がある。
3. 十分な貯蓄があるから心配ないと思っている。  
だから「まだ早い」「何とかなる」と思っている。  
という事かもしれないね？



ところで!!

**平均寿命と健康寿命**（注1-7）という言葉を聞いたことがあるかい？  
あくまでもデータだけど、  
72歳を過ぎたら、認知症を意識した方が良いんだよ。



72歳なんて、  
まだ元気モリモリだよ！



ほらね、秀ちゃんでさえ、まだ若いから早いと思うでしょ？  
72歳は未だ若いのは確かだけど、  
まだ早いと言うわけ  
ではないんだよ！



なるほど。ところで、  
どんな対策を準備  
したらよいのだろう？

「**終活**（注1-8）」は  
その対策なのかな？



### 注1-7.

健康寿命というのは、他人の支援や介護を必要としないで、  
自力生活ができる年齢のこと

（2016・2017年データ）

	男性	女性
平均寿命(2017年)	81.09歳	87.26歳
健康寿命(2016年)	72.14歳	74.79歳
介護生活年数	8.95年間	12.47年間

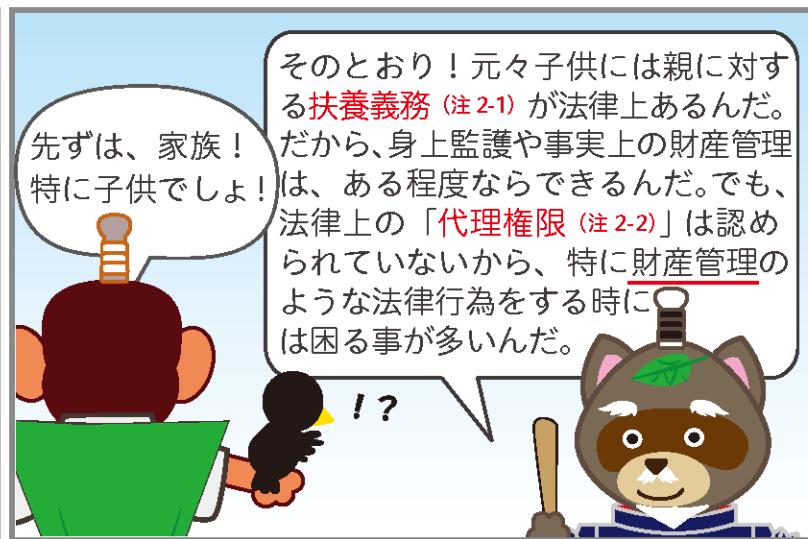
### 注1-8. 終活の例

- ①エンディングノートを作る
- ②今の中に断捨離をして整理をしておく
- ③墓地や永代供養、葬儀の準備をする
- ④遺言書を準備する

72歳を過ぎたら、  
意識をしましょうね



# 【後見制度編】



## 注2-1. 扶養義務

夫婦、直系血族、兄弟姉妹には法律上の扶養義務（生活保持義務・生活扶助義務）があります。

民法752条：「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」

民法877条第1項：「直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。」

生活保持義務＝生活水準を同程度に維持する義務（親と未成年の子の間や夫婦間）

生活扶助義務＝余力があれば余力の範囲で扶助する義務（親と成年の子の間、兄弟間）

## 注2-2. 代理権限

本人以外の人の行為の効力が、本人に直接に及ぶための地位や資格のこと

## 注2-3.

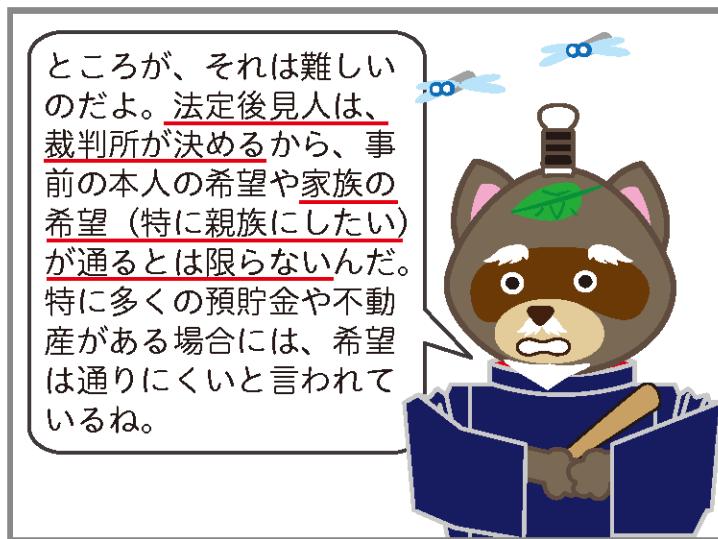
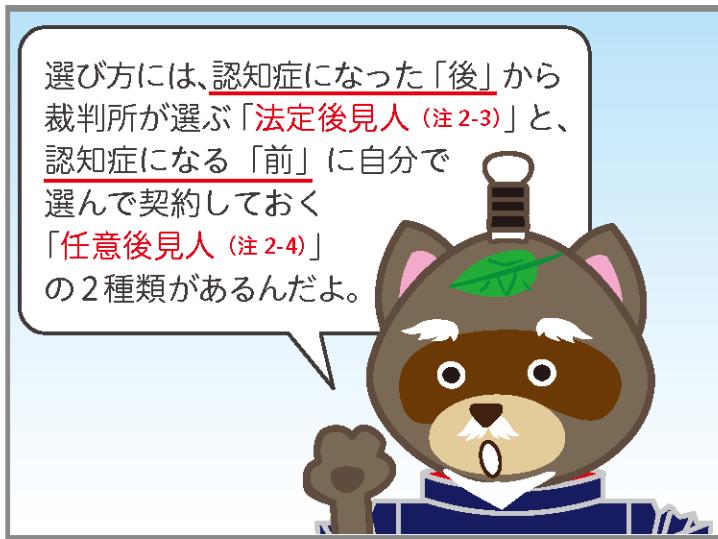
法定後見制度は、判断能力の低減度合いによって、①補助（判断能力不十分）・②保佐（著しく不十分）・③後見（判断能力喪失）に分けられています。

それに対応して、後見人等も①補助人、②保佐人、③後見人が選ばれ、代理権の度合いが違います。たとえば、③の後見人の代理権は、財産管理に関する法律行為全般に及びますが、①②の場合は、裁判所が決める「特定の法律行為」だけです。

## 注2-4.

任意後見人の代理権は、公正証書による契約の中で、個別具体的に決めます。但し、取消権はありません。任意後見は、①補助（判断能力不十分）の程度で発動できます。

# 【後見制度編】



## 注2-5.

裁判所が選んだ任意後見監督人が任意後見人を監督する事で、裁判所が間接的に監督します。

法定後見人の場合で、家族が選ばれる場合もありますが、多額の預貯金があったり、不動産がある場合等、管理財産が多い場合には、後見監督人が選ばれる場合もあります。

## 注2-6. 法定後見の申立費用

収入印紙（申立用・登記用）4000円前後

郵便切手 4000円前後

医師の鑑定費用 5万円～10万円（医師によって違います）

専門家の書類作成等相談料 5万円～15万円（消費税別）

## 注2-7. 法定後見人等の報酬の目安（平成25年1月1日東京家庭裁判所）

基本報酬【後見人等】：目安は月額2万円

管理財産が1000万円～5000万円=3万円～4万円

管理財産が5000万円超=5万円～6万円

【後見監督人】

管理財産が5000万円以下=1万円～2万円

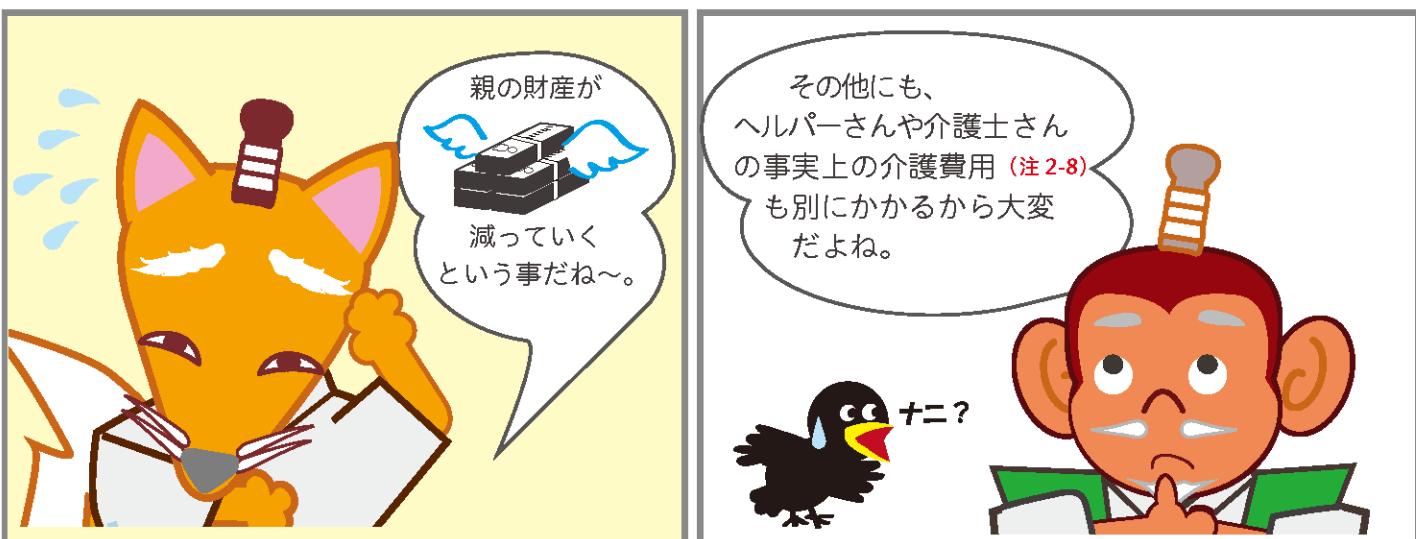
管理財産が5000万円超=2万5000円～3万円

付加報酬 基本報酬額の50%の範囲で付加（資産額と身上監護の困難度合による）

## 注2-8.

成年後見人が行う身上監護は法律行為に限定されるので、食事や排せつ、お掃除、送迎、買い物のお手伝いなどの事実上の介護行為は含まれないので、する事ができません。

# 【後見制度編】



## 注2-9. 公正証書の費用（公証人手数料令第9条別表）

目的的価額	公証役場に支払う手数料
100万円以下	5000円
100万円超200万円以下	7000円
200万円超500万円以下	11000円
500万円超1000万円以下	17000円
1000万円超3000万円以下	23000円
3000万円超5000万円以下	29000円
5000万円超1億円以下	43000円
1億円超3億円以下	4万3000円に超過額5000万円迄毎に1万3000円を加算
1億円超10億円以下	9万5000円に超過額5000万円迄毎に1万1000円を加算
10億円超	24万9000円に超過額5000万円迄毎に8000円を加算

## 注2-10. 関連契約

- ①継続的見守り契約=定期的な生活・健康状態の見守り
- ②財産管理等委任契約=入院等で動けないときの財産管理の委任
- ③任意後見契約=判断能力が低減した時の代理権限の付与
- ④死後事務委任契約=死亡後の事務処理の委任
- ⑤尊厳死宣言=不治の病の時の延命措置等の治療方法の希望
- ⑥遺言書  
※管理財産額にもよりますが、関連契約の書類作成だけでも、30万円～50万円程度は考えておいた方が良いでしょう（状況によるので事前確認が必要です）。

# 【後見制度編】



報酬について言えば、家族や知り合いに頼めば、無料という事もあるね。でも、司法書士のような専門職後見人に頼んだら、職業人としての報酬が必要だし、後見監督人の報酬が加算される事を考えたら、法定後見人との差がどれだけあるかは一概には分からぬ。しかも、任意後見契約の場合には、後見契約の他にも多くの**関連契約**  
(注 2-10)があるから、その相談費用や書類作成費用もかかると考えた方が良いだろうね。



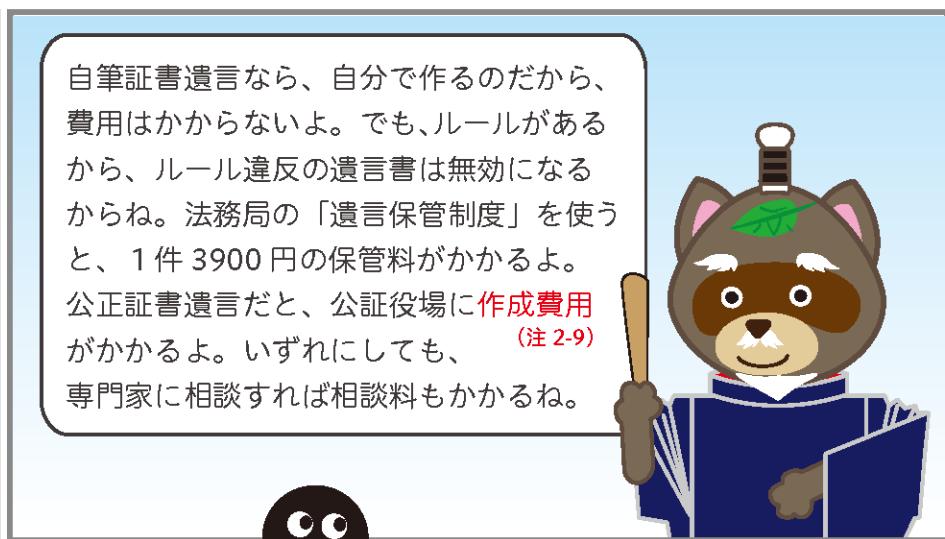
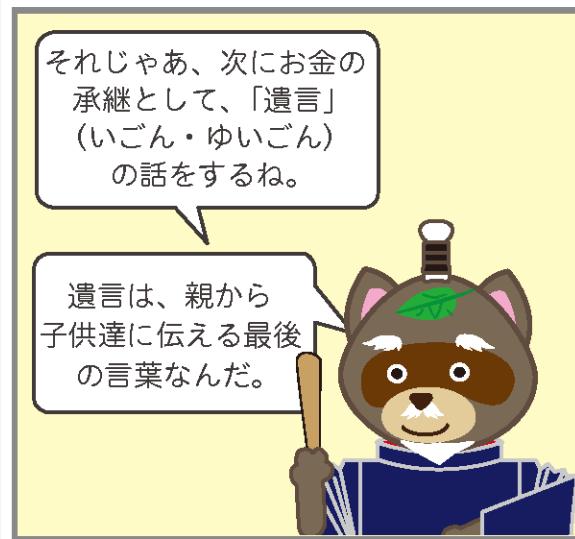
そうだね。**両制度の相違点**  
(注 4-6 : 参照 P15)を検討して、自分の家庭事情に合う制度を利用したいね。  
法定後見制度はあくまでも親（被後見人）の保護のための制度だから、投資のような積極的な資産運用とか、家業の拡大とか、親の保護との関係性が不明瞭な場合には、使えない可能性が高いんだ。  
任意後見の場合は、最初に契約書の中に明記してあれば可能な場合もあるけど、**親の保護**という目的は同じだから、後見監督人に否定される可能性もあるね。



しかも、どちらの後見制度でも、財産の承継までは決められないんだよ！  
親が財産承継を決めておかないと、お金をめぐる子供達の争いが発生して、かえって、親が憎しみを作る事にもなってしまうんだ。  
だから、親には遺産の承継先を決めておく義務があると思っても良いぐらいだよ。



# 【遺言編】



## 注3-1.

法律で定められた遺言には、自筆証書遺言、秘密証書遺言、公正証書遺言などがあります。近年、法務局での自筆証書遺言の保管制度ができました。

## 注3-2.

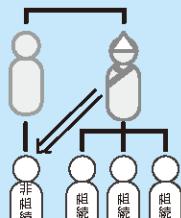
法定相続分は法律で決まっているので、遺言をしなければ、法定の相続分の割合で相続されます。遺産分割協議は、相続人達が合意で、相続分の割合を決める事です。

遺言をすれば、誰にあげるか、どれだけあげるかを親が自由に決めることができます。

## 注3-3.

- 財産の行方を自分の希望通りにしたい人

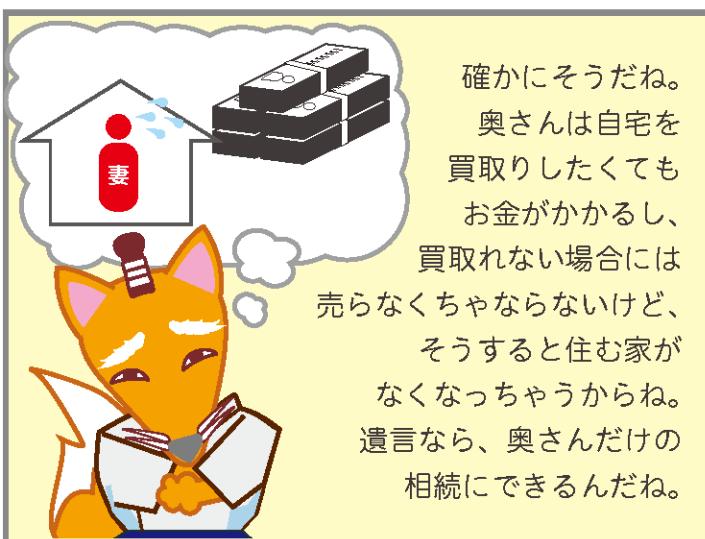
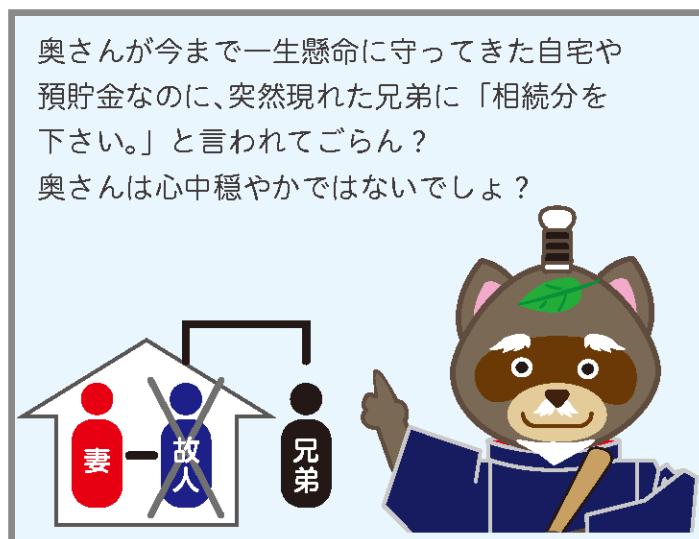
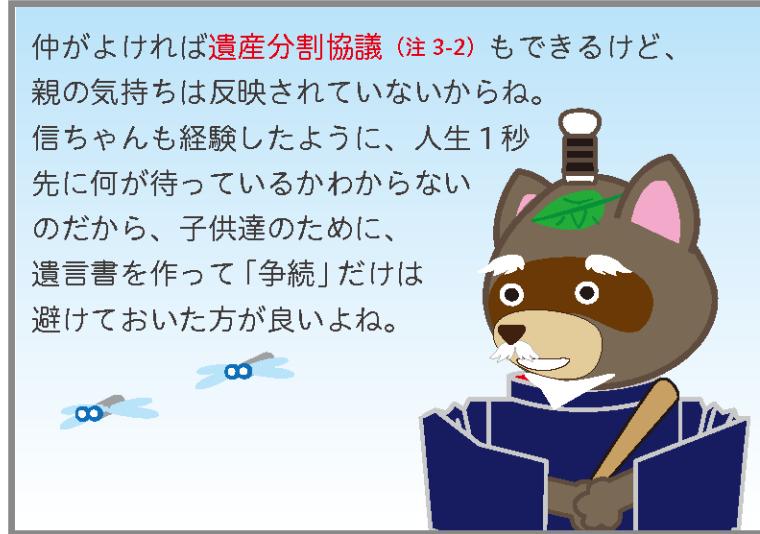
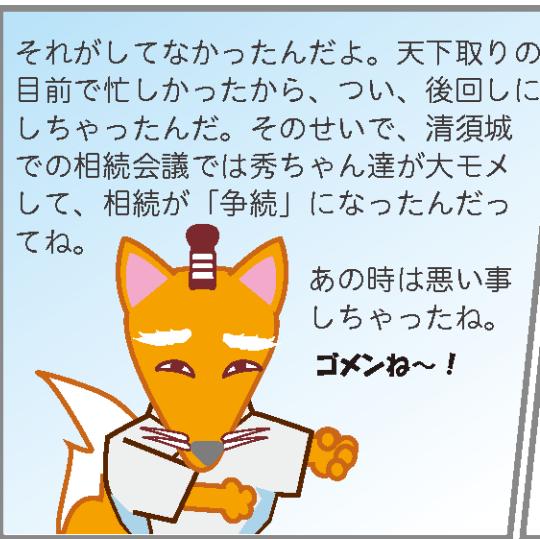
①孫や従弟のように、相続人ではない親族だけど、仲が良いからあげたい時



②親族でもない第三者だけどお世話をになったから財産をあげたい時

③相続人が全くいないが、国庫に納めるのではなく、施設や医療研究団体等に寄付としてあげたい時

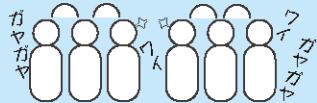
# 【遺言編】



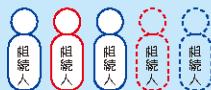
## 注3-3.

### 2. 家族の今後の円満な生活を支援したい時

①相続人がたくさんいて、話し合いがもめそつうな時



②相続人の一部が行方不明で分割協議ができそうもない時



③養子縁組をしていない連れ子や、婚外子、介護が必要な親族がいるとき

## 注3-3.

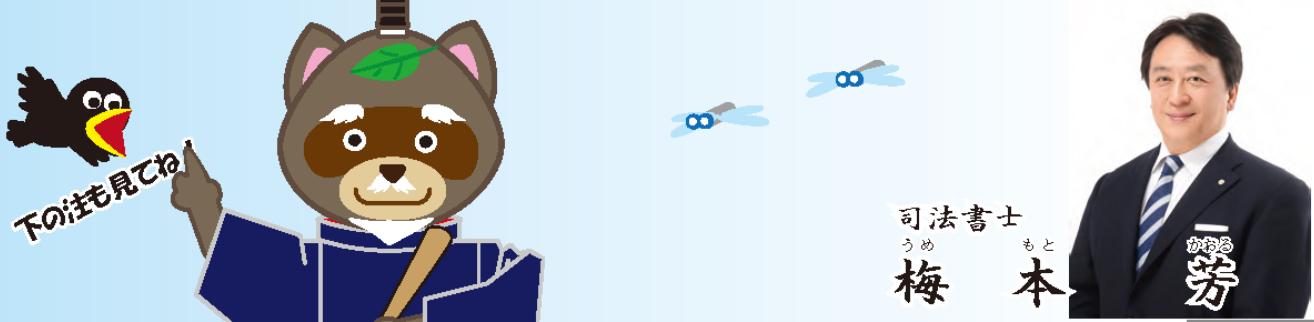
### 3. オーナー会社の社長の時

①オーナー会社の株や事業用資産を会社後継者に譲つて地位を安泰にしたい時

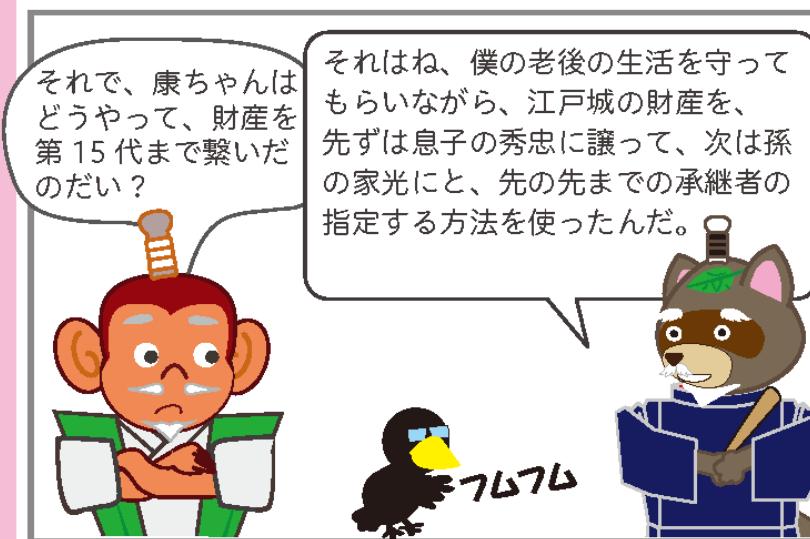


②自分が所有している取引先の株を相続人に分散させたくない時

他にも遺言が役に立つ場面はあるよ。(注3-3) 遺言書の中で遺言執行者(注3-4)を定めておけば、遺言執行者が遺言書の内容のとおりに実現してくれるから安心だよ。内容は難しいけど、司法書士さんのような専門家がいるから、相談すれば良いのさ。楽しく話をしているうちにヒントもくれるし、頼めば文案も考えてくれるから心配ないよ。



## 【遺言編】



### 注3-4.

遺言執行者とは、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利と義務を持つ人です。

#### 遺言執行者がする行為の例

- ・遺贈による目的物の引渡
- ・遺産を売却して金銭を交付する場合には遺産の売却
- ・貸金庫の開扉
- ・預貯金の払戻や名義変更手続 等



# 【家族信託編】



注4-1.

「**委託者**」=財産を持っていて、その財産の信託をお願いする人。

自分のために信託する場合（自益信託）には、自分を「**受益者**」にします。

「**受益者**」=信託契約によって実際に利益を受ける人。委託者でなくても可。例えば、障害のある自分の子供でも良い。

「**受託者**」=信託契約によって、委託者から信託財産を預かる人。信頼できる人なら家族でなくとも大丈夫。

しかし、「職業として」受託者になるためには信託業法の要件をクリアーする必要があるので、家族信託では、司法書士・弁護士でも、その資格だけでは、「職業として」家族信託の受託者になる事はできません。「職業として」受託者になる信託を商事信託と言います。例えば、信託銀行です。



契約  
信託

# 【家族信託編】



## 注4-2 信託財産である金銭の管理口座

信託口口座とは、金融機関が信託用の金銭として受託者自身の口座と別の扱いをする口座（全部の金融機関が対応しているわけではありません）例えば、通帳の名義の例としては

例：委託者タヌ川家康信託受託者タヌ川秀忠

タヌ川家康受託者タヌ川秀忠信託口

信託専用口座とは、受託者が信託の管理口座用に作った受託者個人の口座。

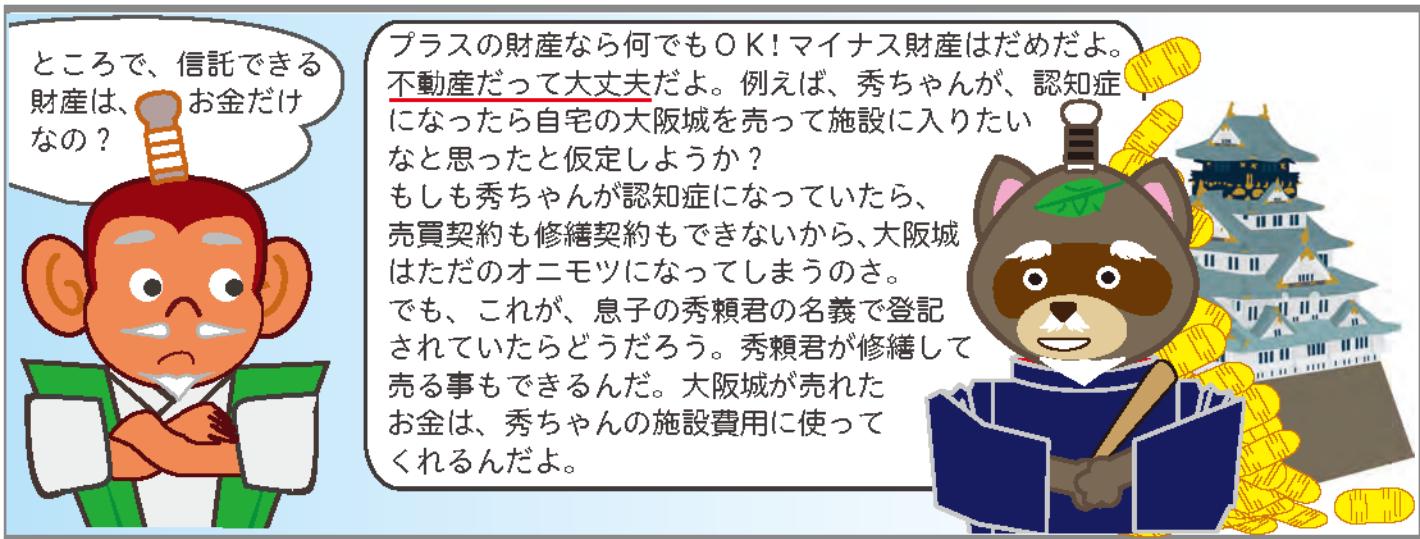
信託用の口座であると分かるように、名義に屋号を付けたり、信託契約書に口座名義と口座番号まで記載して区別します。

例：タヌ川家康信託専用口座タヌ川秀忠

## 注4-3 信託の目的例

本件信託は、将来における受益者の健康状態や意思能力の減退又は喪失に左右される事なく、受託者による資産の適正な管理、運用、保全、活用、処分を通じて、受益者の生活、介護、療養、納税等に必要な資金を確保及び給付する事で、受益者の日常生活の支援に努める事をもって、受益者の安心安全かつ平穏無事な老後の生活を実現することを目的とする。

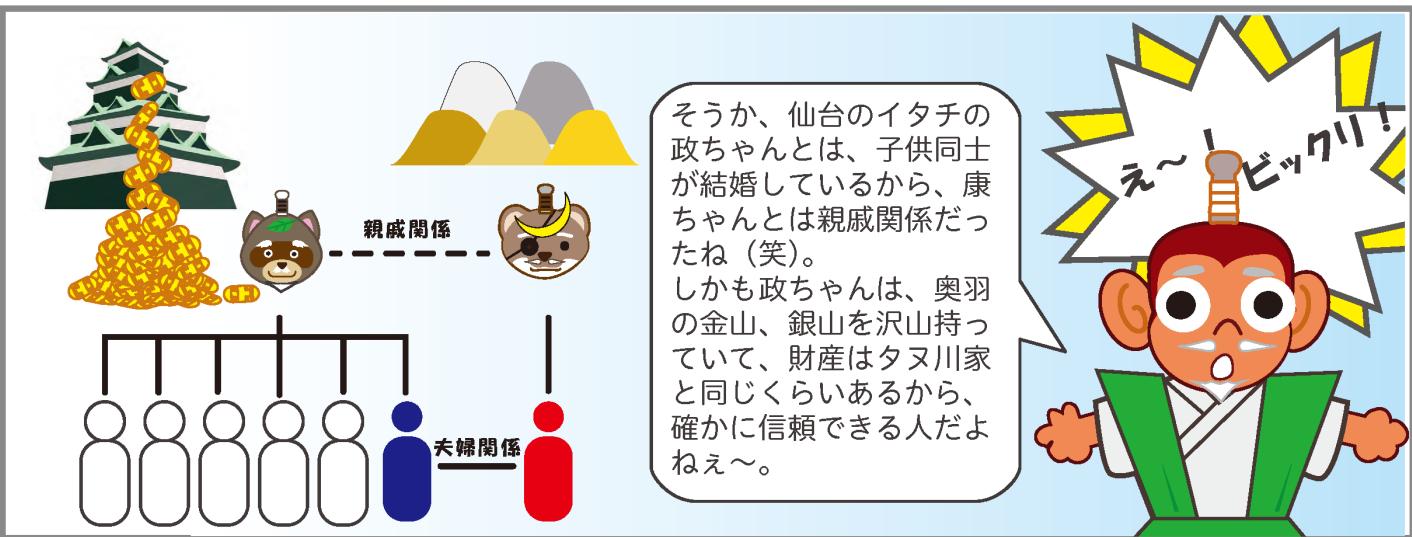
# 【家族信託編】



## 注4-4 他の事例

- ① 故郷で高齢の親が1人で実家に住んでいる。  
いずれ同居して親の面倒を見るつもりだが、親が認知症になった後は、故郷の実家を売却して病院代や施設代にしたいので、家族信託を使う場面。
- ② 親がアパート経営をしているが高齢になった。  
でも親が認知症になった後もアパート経営は続けたい。今後の修繕や更新契約、新規契約のために、アパート経営に家族信託を使う場面。
- ③ 親が100%株主のオーナー企業の社長だが高齢になった。  
株主である親が株主総会や取締役会に出席できなくなると経営に支障が出るし、いずれは子供に社長の椅子を譲りたいと思っているので、株式を子供に家族信託しておく場面。
- ④ 障害を持つ子供がいる場合。  
今は親の自分達が面倒を見ているが、自分達が亡くなった後の事が心配だから、家族信託を使う場面。

# 【家族信託編】



## 注4-5.

例えば、財産が1億円（預貯金や不動産）あった場合  
法定後見なら、最初が、月額5万円強程度

1年間で 60万円。

5年間で 300万円。

10年間で 600万円。

家族信託だと、最初が、50万円～150万円程度（信託財産額による）  
その後は、とくにはかからない。

ホウテイコウケンニン!  
ヤラセロ~!



# 家族信託編



注4-6 後見制度と家族信託の簡単な比較表（本文P7中段）

	法定後見人	任意後見人	家族信託の受託者
開始時期	家庭裁判所の選任	契約と後見監督人の選任	契約書で決める
終了時期	死亡まで	死亡まで	契約書で決める
仕事の内容	財産管理全般 身上監護	契約書で決めた 財産管理 身上監護	契約書で定めた 財産管理
本人の「自宅」の処分（売買・賃貸・担保）	裁判所の許可	契約書で決める 後見監督人と事前相談が望ましい	契約書で決める
本人の資産運用・投資・相続対策	原則不可	契約書で決める 後見監督人と事前相談が望ましい	契約書で決める
その地位に基づく取消権	あり	なし	なし
詐欺等の取消権	あり	原則なし ※契約書で紛争処理の代理権を決めれば可能	なし
監督機関	家庭裁判所（後見監督人）	後見監督人	なし 信託監督人が可能
報酬	家庭裁判所が決定	原則なし 契約書で決める	原則なし 契約書で決める
ランニングコスト	月額2万～6万円	後見監督人 月額1万～3万円	契約書で決める



この機会に軽い気持ちで  
書いてみましょう！



改めて確認するって  
大切な事ですよ



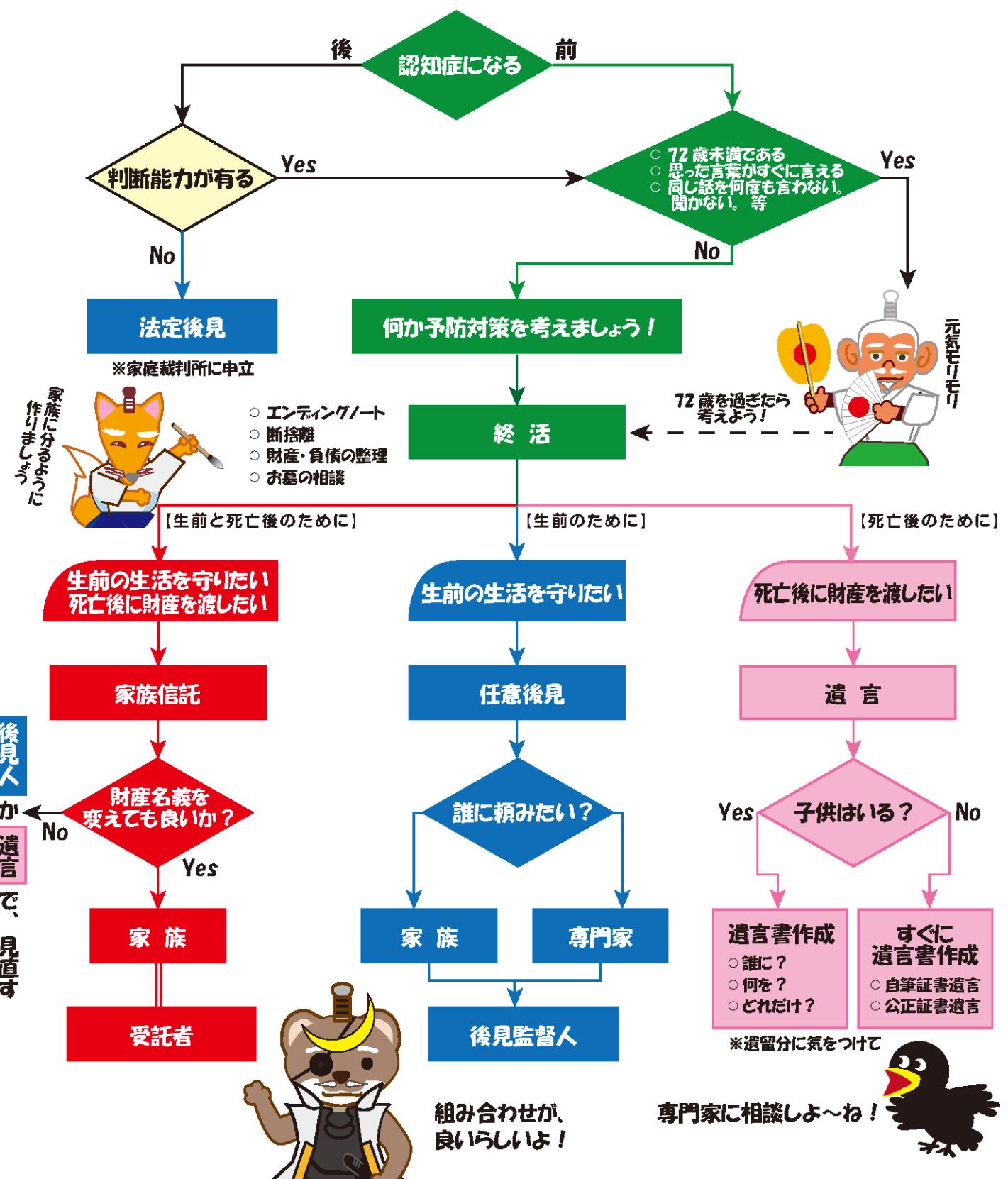
これを書いてあると  
相続人が助かるのよ！

不動産 所在	地番・家屋番号	備 考

負債	相手方	金額	備考
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	



コピーして何度も書き直してみてね！



#### 【参考文献】

- ・家族信託ファクトブック 2018 一般社団法人家族信託普及協会
  - ・家族信託実務ガイド
  - ・いちばんわかりやすい家族信託のはなし 川喜一夫
  - ・事例でわかる経営者の認知症対策 川喜一夫他
  - ・家族信託契約 遠藤英嗣
  - ・家族信託まるわかり読本 宮田浩志
  - ・初めての家族信託 宮田浩志
  - ・成年後見の落とし穴 土肥尚子

※本資料を作るに当たり上記文献が大変勉強と参考になりました。ご興味のある方は、是非読んで見てください。

# 人生を楽しみましょう！



家族信託なら、  
こんな**未来の約束**を実現できます。

Q. 財産を守る事

A. 今ある財産を無駄に減らさない

Q. 費用を支払ってもらう事

A. 生活費・税金・医療費等の支払をしてもらう

Q. 財産を運用・活用する事

A. 自分だけでなく、家族のためにも運用してもらう

Q. 財産を子孫につなぐ事

A. 自分の死亡後に大切な人に財産をつなぐ

家族信託は法律の力であなたとご家族を守ります。

## 家族信託専門のコンサルタント

高齢化社会の財産管理対策

司法書士

うめ

もと

かある

梅 本 芳

☎ 03-3341-5614

umemoto-desk.kaoru@nifty.ne.jp  
東京都新宿区四谷一丁目20番地  
〒160-0004 相田ビル3階  
FAX 03-3341-5171

